

報 告 書

豊田有恒氏の昭和五七年二月二三日付早川書房についての報告書  
(乙第五号証)に対する反論

昭和五七年十二月十七日

早川書房

今岡

清



東京地方裁判所民事第二九部 御中

記

豊田有恒氏の右文書は、具体的な事実の指摘が少なく抽象的かつ  
悪意に満ちた文書であり、同人の人格を疑わせるものである。以下  
具体的事実に基づいて反論する。

(一) 早川書房の原稿料が他誌に比べてはなはだ劣悪の状態にある。

という部分について

豊田氏は何等の具体的な事実も挙げることなく右のように懸意の攻撃を行なつてゐる。

あえて推測していえば、早川書房のとよつてゐる部分は早川書房発行の「SFマガジン」の原稿料と思われる。「SFマガジン」は一般文芸書と異なり、限られた読者を対象とし、かつ広告収入も多くはとつていない。従つて編集経費にも限定があり、原稿料もその一貫と考えていい。「SFマガジン」は原価率等に照して不當に稿料が安いわけではない。

(二) 原稿の督促にあたつても苛斂誅求に等しい、という部分について

一般に出版社と作家との間で契約された原稿枚数や原稿締切期日を守ることは、当然のことであり、これが破られれば出版社は雑誌を発行できない。作家が原稿締切日を守ることは契約上の義

務である。

(三)

しかるに、豊田氏は締切期日を破ることが少なくなく、極端な場合、下版へ校正を終え、印刷所に印刷を依頼する段階の一日前に最終入稿ということすらあつた。締切り期日をすぎても原稿を提出しない場合に、督促が厳しいのは当然であり、これを厳しいといつて非難攻撃するのは転倒した議論である。ちなみに豊田氏の方で締切り期日前に厳しく督促された例を挙げられたい。

掲載された口約束が反古にされたという部分について

これについても具体的な事実の指摘がなく、豊田氏は具体的な事実を挙げるべきである。早川書房において豊田氏に関する掲載契約を反古にした事実は全くなく、逆に豊田氏の方で掲載契約を反古にした例がある。

たとえば、SFマガジン昭和五三年七月号奥付番號の通り、豊田氏はそれまで連載してきた作品につき、突然一方的に休載した

いという申し出を行い、早川書房は急遽原稿をさしかえて発売にこぎついている。豊田氏はこれについてどのような責任をとるつもりか。

#### 「ヤマトタケル誕生」について

早川書房では「ヤマトタケル誕生」についての原稿を受領したことはない。「ヤマトタケル誕生」について、第一部を「S.F.マガジン」に掲載したこと、及び第二部、第三部を執筆するよう依頼したことは事実であるが、その原稿が完成しなかつたのは、單に豊田氏が執筆の意欲をなくしたという単純な事実に基づく。現に私（今西）が、昭和五二年S.F.マガジンの編集長として豊田氏宅を訪問した際も、「いろいろむずかしい面があり、まだ執筆にとりかかれない」との話であつた。口頭で出版契約をしながら、出版しないなどという事実が存しないことは、豊田氏が取材に行つていたという昭和五一年以降も豊田氏の作品「遙かなり幻の星」

(五)

「ダイノサウルス作戦」を早川書房が出版している事実からして考えられないことである。豊田氏はいつ「ヤマトタケル誕生」の原稿を早川書房に提出したか明きらかにされたい。

「翼人戦争」の出版不履行について

これについても豊田氏の一方的ないがかりである。豊田氏は「翻訳九十枚および下訳による原稿三百余枚を完成し（中略）出版の履行を求めた」ところ私が誠意ある返事をしなかつたとしているが、その原稿は受領していないそもそも未完成の原稿で出版の履行を求めるなど常軌を逸脱しているとしかいよいうがないであろう。右に記載したように私が昭和五二年に豊田氏宅を訪れた際に、この「翼人戦争」にも話が及び、今岡は原稿を完成するよう要請し、豊田氏も原稿完成を約束しながら、ついに完成原稿を渡すことがなかつたのである。これも前の「ヤマトタケル誕生」と同様自己の怠慢を責任転嫁したものといえよう。豊田氏はいつ

完成原稿を早川書房に提出したか明かにされたい。

豊田氏が事前に単行本の発行部数・印税などについて相談をうけたことは一度もないという点について

豊田氏は早川書房から十点余の作品を出版している。その際、印税は一〇%をうけとっているのであり、かつ、印税一〇%という額は出版社と著者との間の一般的な常識にもなっている筈である。仮りに印税について変更がある場合は、出版社と著者との間で協議のうえで変更されるというのが、常識であり、早川書房でもそのようになされている。又発行部数についても、少なくも原稿執筆の時点では明きらかになつていなくても、出版の時点では明きらかになつているのであり、この発行部数と印税のパーセントにもとづいて、著書に一定額の支払いがなされるのであり、早川書房は、豊田氏のみならず、全著書に対して、その支払いを行なつてきた。つまり著者はすべて発行部数及び印税のパーセントは

すべてしつて いるのである。

ところで、豊田氏は印税・発行部数について「事前」に相談がないとしているが、それでは自分の方からそれを明きらかにするよう早川書房に対して要請したことがあろうか。出版契約は口頭にしろ文書にしろすべて双方の合意によつてなされるのであり、早川書房に限らず他の出版社もすべて、この合意が存在しない場合には、出版できないのである。豊田氏は早川書房からだけでも十点余の作品を出版しているのであり、これは印税や発行部数等すべてについて合意がなされた結果出版されているのである。

合意つまり、豊田氏の承諾にもとづいて出版されているにかかわらず、事前に相談がなかつた等というのは厚顔無恥があまりにも甘つたれとしかいよいりがないであろう。早川書房との間に、印税や発行部数などについて合意ができるならそもそも早川書房から出版しなければいいのであって、出版すなわち合意しておい

(七)

て、あとで相談がなかつた等というのは、男らしくもなく、又契約法にも反するのである。ちなみに昭和五十二年四月に入社した引田直己は豊田氏の強力な推薦によるものであるが、社員を推薦するなどということは、当時豊田氏が早川書房との契約になんらの不満を抱いていないことを示すものであろう。

早川書房側の要求だけを一方的に受諾し、いささかでも吳を唱えれば、原稿の発注をさしとめられるということについて

豊田氏はここでも一切の事実を示していない。豊田氏は人を批判する前に、自分がどのような異をとなえて、何の原稿が差止められたか明きらかにすべきである。

なお、豊田氏に關するもので、豊田氏が吳をとなえたのは次のようなものであり、それでも原稿の発注は続けられている。因に記した私が豊田氏を訪問した際、私はS.F.マガジンで「リーダーズ・ストーリィ」と称する月例ショート・ショート・コンテスト

を企画していることを話した。豊田氏はその話を聞き「リーダーズ・ストーリイ」の選考を引き受けようと申し出た。私はその企画の予算が非常に少ないため、謝礼が少なくお願いするのは無理だと返事をしている。しかし、豊田氏はそれに対し謝礼は少なくとも読者サービスになるといつて引き受けた。その後、豊田氏から二度の謝礼についてのクレームがあり、早川書房はその都度値上げをおこなっている。ただこのことによつて早川書房がその後豊田氏に対して原稿の発注をとめたことがないことは豊田氏も周知の通りである。なお、この企画の選者については、「選者をおりる」との豊田氏からの一方的な電話通告によつて、編集部が代行することとなつたという経過があり、昭和五十六年四月号以降は、豊田氏は選者をやつていな。

なお、早川書房で他の著者から異を唱えられたからといって、発注をとめたことは勿論であるが、豊田氏のように、

原稿も提出しないで、出版契約不履行をとなえるような、非富識な業者と対するような業者が仮りに今依あつたとしたら、そのような著者に對して発注をしないことは、当然にありうるであろう。

日本国憲法の「なん人も奴隸的な苦役」云々について

豊田氏はこの報告書を結ぶにあたつて、れいれいしく肩書きを並べている。いわく、日本文芸作家協会会員、日本ベンクラブ会員、推理作家協会会員、日本S·F作家クラブ会員、政策研究会「科学技術の史的展開」「グループ委員（故大平首相の諮問機関）」。しきの程度の日本国憲法の理解では肩書きが泣くというものであらう。